

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
別紙3 無線従事者関係審査基準					別紙3 無線従事者関係審査基準				
2 無線従事者養成課程					2 無線従事者養成課程				
別表2-(1)(2の(9)関係)					別表2-(1)(2の(9)関係)				
養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考	養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考
1 第三級海上無線通信士の養成課程	(1) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する一般無線通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書	無線工学	全時間		1 第三級海上無線通信士の養成課程	(1) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する一般無線通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書	無線工学	全時間	
		電気通信術	全時間				電気通信術	全時間	
		法規	45時間以内	注			法規	43時間以内	注
		英語	全時間				英語	全時間	
	(2) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する一般無線通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書	無線工学	全時間		(2) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する一般無線通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書	(2) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する一般無線通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書	無線工学	全時間	
		電気通信術	全時間				電気通信術	全時間	
		法規	43時間以内	注			法規	31時間以内	注
		英語	全時間				英語	全時間	
	5年間に国際航海に2年以上従事した経歴を有する者					5年間に国際航海に1年以上従事した経歴を有する者			
	5年間に国際航海に1年					5年間に国際航海に1年			

	以上従事した経歴を有する者			
	(3) 外国政府の発給する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する一般無線通信士証明書に該当する資格以上の資格の証明書を有する者	無線工学 電気通信 術 法規 英語	全時間 全時間 31 時間 注 以内 全時間	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8 認定新規訓練等の認定

(1)～(5) (略)

(6) 従事者規則第 61 条第 5 号の規定により、総合通信局長が従事者規則別表第 23 号に掲げる科目ごとの最少の時数を軽減して実施する場合は、次表の時数の軽減の基準に適合するものであること（訓練編成における一の組の訓練を受ける者全員が資格条件に適合する場合であって、平成 2 年郵政省告示第 281 号（船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領を定める件）別表第 1 号に掲げる訓練の項目に照らし、その訓練を受ける者に不足する訓練の項目について重点的に訓練を行うときに限る。）。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8 認定新規訓練等の認定

(1)～(5) (略)

訓練の 種別	資格条件	科目		軽減する時 数
認定新 規訓練	1978 年の船員の 訓練及び資格証 明並びに当直の 基準に関する国 際条約第 6 条の 規定により外国 の政府が発給し た証明書を有し、 かつ、過去 5 年 間に国際航海に 1 年以上従事し た経歴を有する 者	学科	海上無線通信制度	2 時数以内
			海上関係無線局の 概要 義務船舶局等の無 線設備の管理	2 時数以内
			海上無線通信の方 法	1 時数以内
		実技	義務船舶局等の無 線設備の管理	全時数
			海上無線設備の方 法	全時数